

別表十六(九)
「8」又は「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特別償却準備金の損金算入に関する明細書

事業年度：： 法人名

別表十六(九) 令五・四・一以後終了事業年度分

		1	第 第 項	第 第 項	第 第 項	計	
		第 第 項	第 第 項	第 第 項	第 第 項	第 第 項	
資 産 区 分	特別償却に関する規定の該当条項	1					
	種 類	2					
	構造、用途、設備の種類又は区分	3					
	細 目	4					
	事業の用に供した年月	5	P83~85参照				
	耐用年数等	6					
当 期	積 立 額	7	円	円	円	円	
当 期 積 立 限 度 額	当期の特別償却限度額	8					
	前期から繰り越した積立不足額又は 合併等特別償却準備金積立不足額	9					
	積 立 限 度 額 (8) + (9)	10					
差 引	積 立 限 度 超 過 額 (7) - (10)	11	P85参照				
	積立不足額 割増償却の場合 (8) - (7)	12	P85参照				
	初年度特別償却の場合 (8) - ((7) - (9)) ((7) - (9) ≤ 0の場合は(8))	13					
積 立 不 足 額	翌期に繰り越すべき積立不足額 (10) - (7)	14					
	当期において切り捨てる積立不足額又は 合併等特別償却準備金積立不足額	15					
	差引翌期への繰越額 (14) - (15)	16					
	翌期への繰越額の 内訳	17	：	：			
	当 期 分 (12)又は(13)	18					
	計 (17) + (18)	19					
当期積立額のうち損金算入額 (7)と(10)のうち少ない金額)		20					
合併等特別償却準備金積立不足額 (8) - (7)		21					
翌 期 繰 越 額 の 計 算	積 立 事 業 年 度	22	：	：	：		
	各積立事業年度の積立額のうち損金算入額	23	円	円	円	円	
	期首特別償却準備金の金額	24					
	当 期 益 金 算 入 額	均等益金算入による場合 $(23) \times \frac{84, 60 \text{又は} (\text{耐用年数等} \times 12)}{84, 60 \text{又は} (\text{耐用年数等} \times 12)}$	25				
		同上以外の場合による益金算入額	26				
		合 計 (25) + (26)	27				
	期末特別償却準備金の金額 (24) - (27)		28				

別表十六(九)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第1号)	00032 ※1	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第2号)	00691 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第3号)	00035 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第4号)	00038 ※3	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第5号)	00041 ※4	

※1 区分番号「00691」は、令和5年4月1日以後に特定機械装置等(工具)の取得等をする場合が該当し、令和5年4月1日前に特定機械装置等(機械装置・工具)の取得等をした場合は、区分番号「00032」が該当します。

※2 区分番号「00035」は、令和5年度税制改正前の租税特別措置法第42条の6第1項第2号及び令和5年度税制改正後の租税特別措置法第42条の6第1項第3号に掲げる資産(ソフトウェア)の取得等をする場合が該当します。

※3 区分番号「00038」は、令和5年度税制改正前の租税特別措置法第42条の6第1項第3号及び令和5年度税制改正後の租税特別措置法第42条の6第1項第4号に掲げる資産(車両運搬具)の取得等をする場合が該当します。

※4 区分番号「00041」は、令和5年度税制改正前の租税特別措置法第42条の6第1項第4号及び令和5年度税制改正後の租税特別措置法第42条の6第1項第5号に掲げる資産(船舶)の取得等をする場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00623	「8」欄の金額
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00299	
地域 ^{けん} 経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00598	
地方活力向上地域等において特定建物等 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00569	
中小企業者等が特定経営力向上設備等 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00602	
認定特定高度情報通信技術活用設備 を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00654	
事業適応設備を取得した場合等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の12の7第1項)	00662	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の12の7第2項)	00664	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の12の7第3項)	00666	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定船舶の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (令和5年旧措置法第43条第1項第1号)	00641 ※1	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (令和5年旧措置法第43条第1項第2号)	00643 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条第1項第1号)	00693 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条第1項第2号)	00695 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条第1項第3号)	00697 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条第1項第4号)	00645 ※2	

※1 区分番号「00693」、「00695」及び「00697」は、海上運送法等の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日(令和5年7月1日)以後に取得又は製作をする外航船舶(同日前に締結した契約に基づき取得をするもの(以下「経過船舶」といいます。))を除きます。)について適用を受ける場合が該当し、同日前に取得又は製作をした外航船舶(経過船舶を含みます。))について適用を受ける場合は、区分番号「00641」及び「00643」が該当します。

※2 区分番号「00645」は、令和5年度税制改正前の租税特別措置法第43条第1項第3号及び令和5年度税制改正後の租税特別措置法第43条第1項第4号に掲げる資産(内航船舶)の取得等をする場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00522	「8」欄の金額
被災代替資産等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の2第1項の表の第1号)	00609	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の2第1項の表の第2号)	00611	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00311	
特定事業継続力強化設備等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00647	
共同利用施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00314	
環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第44条の4第1項)	00680	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第44条の4第2項)	00682	
沖縄の産業イノベーション促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00528	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00531	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00534	
沖縄の離島における旅館業用建物等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00136	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第3項の表の第1号)	00671	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第3項の表の第2号)	00574	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第3項の表の第3号)	00561	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第3項の表の第4号)	00537	
医療用機器等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条の2第1項)	00332	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条の2第2項)	00649	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条の2第3項)	00651	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00613	「8」欄の金額
輸出事業用資産の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00684	
特定都市再生建築物の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第47条第3項第1号)	00467	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「第47条第3項第2号」又は「平成31年旧措置法第47条の2第3項第1号ロ」)	00470	
倉庫用建物等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成28年旧措置法第48条第1項)	00350 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第48条第1項)	00593 ※	

※ 区分番号「00350」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。

また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が平成28年10月1日以後に倉庫用建物等を取得した場合は、区分番号「00593」が該当します。

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額)	「第52条の3第2項」、「第52条の3第3項」又は「第52条の3第12項」	00581	「9」欄の金額 (同欄に内書として記載した金額がある場合には、当該金額を控除した金額)